

# 昭和59年度教育モニター募集要領 文 部 省

## 1. 趣 旨

政府の文教施策について、広く一般国民から、批判、意見、要望等を聞き、文教行政の参考とします。

## 2. 仕 事

教育モニターには、次の仕事を行っていただきます。

- ① 文部省がお送りする文書に御意見などを記入し、回答していただきます。（テーマ報告）
- ② ①以外で、文教行政に対する御意見、御要望などがある場合は随時お送りいただきます。（随時報告）

## 3. 募集人員等

500人 依頼期間 2年

（58年に依頼した方と合わせて、教育モニターの人数は1,000人となります。）

## 4. 応募資格

教育について関心があり、教育モニターとして仕事に熱意をもっている年齢満20歳以上の日本国民です。  
ただし、次の方は応募できません。

- ① 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
- ② 常勤の国家公務員及び地方公務員（ただし、校長及び教員は応募できます。）
- ③ 行政相談委員法による行政相談員
- ④ かつて文部省教育モニターであった者

## 5. 謝 礼 等

謝礼は、文部省からお願いした「テーマ報告」について御意見を御提出していただいた場合は、1,500円をお支払いします。また、文部広報、その他の広報資料を発行のつどお送りします。

## 6. 申 込 先

〒960 福島市杉妻町2-16 福島県教育庁総務課広報係（電話0245-21-1111・内線3916）

## 7. 申込み締切日

昭和59年2月25日（土）

（郵送する場合には、2月25日の消印有効です。）

## 8. 「教育モニター申込者」用紙の請求

所定の「教育モニター申込書」は、直接、上記「6. 申込先」で受け取るか、又は60円切手をはった返信用封筒（あて先明記）を同封して請求してください。

## 9. 選考結果

昭和59年4月に文部省で決定し、直接本人にお知らせする予定です。